

平成30年7月13日

各 部 局 長 殿

学 長
榎 野 博 史

被災復旧休暇の特例延長措置について（通知）

このことについて、現に家屋の損壊に伴い、被災復旧にあたっている教職員にあつては、職員就業規則第58条第17号（非常勤職員にあつては、非常勤職員就業規則第21条第1項第3号。再雇用職員にあつては、再雇用職員就業規則第20条第1項の規定により、特別契約職員にあつては、特別契約職員の就業に関する要項第14条の規定により職員就業規則を準用。）の規定により被災復旧休暇の承認を行っているところです。

今般の平成30年7月豪雨による被害については、政府は激甚災害の指定に向け方針を固めているところであることから、当該災害の深刻性に鑑み、原則として連続して7暦日の範囲内の期間とする被災復旧休暇の承認期間を特例的に連続して20暦日の範囲内の期間として運用しますので、関係職員への周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、本特例の適用にあつては、市町村の発行する罹災証明書により「全壊」若しくは「大規模半壊」の証明を得ていただき、承認手続きにあつてはまず、口頭で確認し、書面での手続きは事後で差し支えありません。

【本件担当；総務・企画部人事課

岡田，影山，山本（086-251-7023,7029）】